

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和3年12月3日

湖西市監査委員 墨岡秀治
湖西市監査委員 柴田一雄

令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第1項第6号の財政援助団体等に対する監査です。

第3 監査の対象

この監査は、次の表に掲げる団体の令和2年度及び令和3年度における出納その他の事務の執行で同表に掲げる部課等の所管する補助金に係るものを対象としました。

団体の名称	補助金等の所管部課等	対象事務の区分
こさい花いっぱい運動推進協議会	環境部環境課	補助金
湖西環境保全協議会	環境部環境課	補助金
湖西市手をつなぐ育成会	健康福祉部地域福祉課	補助金
湖西フロンティア倶楽部	教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課	補助金

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとし、別に詳細な着眼点を設定しました。

(1) 補助金の目的に沿って行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

事務局職員が行い、提出資料を通覧して異常事項や例外事項がないかを確認しました。

2 監査委員監査

所管部課等が保有する関係書類及び団体の関係書類を確認するとともに、現金、預金等の管理状況を確認しました。また、異常の有無を確認できなかった事項については、団体の関係者に質問し、回答又は説明を求めました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、次の表に掲げる場所で、同表に掲げる日程により実施しました。

内容		実施場所	実施年月日
実施通知			令和3年9月10日(金)
予備監査		監査委員事務局	令和3年9月24日(金) ～10月1日(金)
監査委員監査	閲覧(所管部課等)	監査委員事務局	令和3年10月4日(月) ～8日(金)
	閲覧(団体)、実査及び質問	監査委員事務局	令和3年10月11日(月) ～14日(木)
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和3年10月25日(月)
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和3年11月2日(火)

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がそれぞれの財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められましたが、次のとおり改善すべき点がありましたので、適切な措置を講じてください。

2 改善するよう求めたもの

(1) 湖西環境保全協議会

○平成29年度行政監査の講評について

平成30年2月実施の行政監査の講評に対する対応をされていないようですので、対応をお願いします。

特に公益性を判断材料とした事業の効果・成果を明確化する実績の評価を行ってください。

(2) 湖西市手をつなぐ育成会

○会則について

帳簿等を確認したところ会則に規定されていない会費収入、役員の事務費や通信費の支出がありました。会則に追加するか、金額が変動するものであれば別に内規等で定めておくよう、所管課として指導願います。

○補助金交付要綱について

補助金交付要綱におきまして対象経費が不明瞭となっており、慶弔費や募金が補助事業の対象となっていました。補助金交付要綱において、補助金対象経費を明確にしてください。

(3) 湖西フロンティア倶楽部

○会計処理について

団体の会計処理において、会計担当に聞かなければわからない会計処理がされていました。会計処理の内容について明確にするためにも、入金に係るものは全て通帳を通し、次年度繰越金についても通帳残高と一致するような会計処理を行うよう、所管課として指導願います。また、収支報告の繰越金と通帳残高、手持ち現金について、本年度末までに明確にするよう指導願います。

3 意見

本報告に添えて、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見を提出します。

(1) こさい花いっぱい運動推進協議会の設置要綱について

名称としては設置要綱より、協議会会則等の方がふさわしいと思われるので名称変更の検討を指導願います。

(2) 湖西環境保全協議会のあり方について

協議会の目的や事業内容からすると、湖西市が専属で事務局を行わなくても協議会として成立すると考えられ、たとえば、補助金を廃止し湖西市も一会員として会費を納める方法があります。

補助金に頼らない方法も視野に入れて運営方法の改善・検討を提案します。